# 附属資料2

青森県におけるがん検診事業の 精度管理に係る技術的指針 (子宮頸がん検診)

令和4年3月

(令和7年3月11日一部改正)

青森県健康医療福祉部

※本指針は、県内自治体でがん検診事業を実施する際の参考として作成したもの。

## 目 次

1	対象	良者	<del>·</del> (:	年歯	冷、	検	診間	間隔	i)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p 1
2	検記	<b>含計</b>	画	の賃	食定	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p 1
3	受記	<b>诊</b> 勧	奨	• ‡	再勧	奨	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р 1
4	検記	<b></b>	法	(村	食查	<b>の</b>	種類	Į,	実力	施フ	方法	<del>(</del> )		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p 2
5	検記	<b></b>	果	の‡	旨導	区	分、	通	知	方法	去	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p 2
6	精智	密検	查	のう	乏診	勧	奨	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р3
7	検記	<b></b>	果	· 米	青検	結	果の	把	握、	<b>1</b>	己鉰	L Ç	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р3
8	事美	<b></b>	価	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р3
9	ΗΙ	P V	検	查追	单独	法	の耶	又扱	(4)	とく	つい	って	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р3
別紙	1	ベ	・セ	スク	ダシ	゚ス	テム	<b>,</b>	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р 5
様式	1 5	<u> </u>	子	宮頸	質が	ん	検診	<b>沙</b> 受	診	票	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р 6
様式	2 =	<u>1</u>	子	宮頸	質が	ん	検診	诊結	果道	通知	泪書	ţ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p 7
様式	3 5	<u>ļ</u>	子 <sup>·</sup>	宜♀	質が		給診	<b>&gt;</b> *	吉変	給	杏石	依貞	盾	書	事	î	結	果	報	生	書							n 8

### 青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針(子宮頸がん検診)

<自治体版>

(令和7年3月11日一部改正)

### 1 対象者(年齢、検診間隔)

- (1) 子宮頸がん検診の対象者は、当該市町村に居住地を有する20歳以上の女性とする。
- (2) 子宮頸がん検診は、原則として同一人について2年に1回実施する。

なお、検診機会は必ず毎年度設けることとする。

また、市町村以外で行われるがん検診を受けた者が、市町村が実施するがん検診を同一年度内に再度受けることは適切ではない。

### 2 検診計画の策定

- (1)市町村は、検診実施機関(個別検診を担う郡市医師会を含む)と十分協議のうえ、検診の実施方法、検診実施機関、期間、勧奨方法等を定めた検診計画を策定する。
  - なお、計画の作成に際しては、次の事項に留意する。
  - ① 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たす検診実施機関(個別検診を担う郡市医師会を含む)と委託契約を締結する。
  - ② 住民基本台帳に基づき、当該年度においてがん検診事業の対象となる住民を網羅した名簿を作成する。また、過去5年間の個人別の検診受診の有無、検診結果、精密検査方法、精密検査結果等を記録する台帳を作成する。
  - ③ 住民が受診しやすいよう時期の工夫や検診実施機関へのアクセスの改善、受診者へがん検診に関する正しい知識の普及を図るための説明資材の作成等の受診環境の整備を行う。
  - ④ 名簿に基づき当該年度の対象者数を把握し、検診実施期間、予定人員、実施場所を決定する。
  - ⑤ 検診の周知方法とその時期を決定する。
  - ⑥ 検診に必要な帳票類を作成し、検診実施後の結果集計、精密検査結果調査等の方法 とその期間を決定する。

#### 3 受診勧奨・再勧奨

- (1) 市町村は、子宮頸がん及び子宮頸がん検診に関する正しい知識を普及するとともに、 対象者全員へ受診勧奨を行う。
- (2) 対象者のうち、本来受診すべき年度に受診していなかった者に対しては、積極的な受診勧奨を行うとともに、受診勧奨を行った住民のうち、未受診となっている住民を特定し、個別に再度の受診勧奨を行う。
- (3)受診勧奨・再勧奨は、個別通知(郵送や個別訪問等)によることが望ましく、次の事項に留意する。
  - ① がん検診受診状況等を台帳等により管理する。

② 罹患率や有病率などを参考に、子宮頸がん対策上重要と考えられる年齢層の受診を重点的に促進する。

#### 4 検診方法 (検査の種類、実施方法)

検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とする。必要に応じてコルポスコープ検査を行う。

#### (1) 問診

問診に当たっては、「子宮頸がん検診受診票(様式1号)」により、不正性器出血等の現在の症状、月経及び妊娠・分娩等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

(2) 視診

腔鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

- (3)子宮頸部の細胞診
  - ① 子宮頸部の細胞診については、直視下に子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法(器具はヘラもしくはブラシで行う。)によって、検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い、顕微鏡下で観察する。
  - ② 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。
  - ③ 子宮頸部の細胞診の結果は標本の適否の判定を行い、「ベセスダシステム(別紙1)」による分類で精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に通知する

なお、検体が不適正であった場合には、再度、子宮頸部の細胞診を実施する。

(4) 内診

双合診を実施する。

- (5)記録の整備
  - ① 検診実施機関は、細胞診等の結果を記録し、少なくとも5年間は保存する。
  - ② 検診実施機関は、検診結果を市町村に報告する。

#### 5 検診結果の指導区分、通知方法

検診結果に基づく指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

(1)「要精検」と区分された者

「子宮頸がん検診結果通知書(様式2号)」及び「子宮頸がん検診精密検査依頼書 兼結果報告書(様式3号)」により、医療機関において精密検査を受診するよう指導する。 ①子宮頸がん検診の結果、「ベセスダシステム(別紙1)」で「扁平上皮系異常」、「腺系異常」、「その他の悪性腫瘍」と判定された者

(2)「精検不要」と区分された者

「子宮頸がん検診結果通知書(様式2号)」により、2年後の検診受診を勧める。併せて、検診後に症状等が出現した場合は、速やかに医療機関を受診するように指導する。

#### 6 精密検査の受診勧奨

- (1) 市町村は、検診結果の通知・説明の際に、要精検者全員に対し、受診可能な精密検査医療機関の一覧を提示する。
- (2) 市町村は、精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未 受診者を特定したうえで、精密検査の受診勧奨及び再勧奨を行う。
- (3)子宮頸がん検診において「要精検」とされた場合は、必ず精密検査を受けるよう、あらかじめ全ての検診受診者に周知する。

なお、その際には、精密検査を受診することにより、子宮頸がんの早期発見、早期治療 につながる可能性があるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行うこととする。

#### 7 検診結果・精検結果の把握、記録

- (1) 市町村は、検診実施機関及び精密検査医療機関から、地域保健・健康増進事業報告に 必要となる検診結果及び精密検査結果等のデータを確実に提供してもらうとともに、情 報共有を行う仕組みを構築する。
- (2) 市町村は、精密検査結果が把握できない場合には、精密検査医療機関への照会等により結果を確認する。精密検査医療機関での結果把握が困難な場合には、要精検者本人に 精密検査受診日、受診医療機関、精密検査方法及び精密検査結果の4つ全てを確認する。
- (3)精密検査結果の市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外 事項として認められている(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイダンスについて」(平成 29 年4月14日付個情第534号・医政発0414第6 号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医 政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知)による。)。

#### 8 事業評価

子宮頸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、次のとおり事業評価の実施及び改善に努める。

#### (1) 事業評価

#### ①市町村

- ア. 市町村は、毎年度、「事業評価のためのチェックリスト(市区町村用)」により自己 点検を実施する。
- イ. 市町村は、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を集計し、確認する。
- ウ. 市町村は、検診事業終了後に、委託先の検診実施機関において仕様書の内容が遵守されたことを確認する。
- エ. 市町村は、検診実施機関の精度管理評価を行うため、県と連携して、検診実施機関別の「事業評価のためのチェックリスト(検診機関用)」の遵守状況及びプロセス 指標値を作成し、個別にフィードバックを行う。

#### ②検診実施機関

ア. 検診実施機関は、毎年度、「事業評価のためのチェックリスト(検診機関用) | によ

- り自己点検を実施する。
- イ. 検診実施機関は、自施設の要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を集計し、確認する。
- ウ. 検診実施機関は、市町村や精密検査実施医療機関と連絡をとり、精密検査結果の 把握に努める。

#### (2)改善

#### ①市町村

- ア. 市町村は、プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- イ. 市町村は、県から指導・助言等があった場合には、それを参考に改善に向けた検 討を行う。
- ウ. 市町村は、評価結果を踏まえ、課題が確認された検診実施機関がある場合には、 改善策を指導・助言する。

#### ②検診実施機関

- ア. 検診実施機関は、プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施 設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- イ. 検診実施機関は、県及び市町村から指導・助言等があった場合には、それを参考 に改善に向けた検討を行う。

#### 9 HPV検査単独法の取扱いについて

令和6年2月14日付けで改正された国の指針において、子宮頸がん検診としてHPV 検査単独法が明記され、HPV検査単独法を実施する場合に市町村が満たさなければなら ない要件が示されている(全項目満たさなければならない)。

本県においては、「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」に基づき、HPV 検査単独法の実施要件を全て満たすことができない限りは、市町村が行うがん検診事業で は実施しないこととしている。

よって、市町村がHPV検査単独法を導入するに当たっては、国の指針に基づき、必ず 事前に県と協議を行うとともに、県を通じて HPV 検査単独法に関連する検診 (医療) 機関 と協議を行うこととする。

## (別紙1)

## ベセスダシステム

【扁平上皮系】

	略語	推定される病理診断	クラス分類	運用
1) 陰性	NILM	非腫瘍性所見、炎症	Ι, Ι	異常なし: 定期検診
2) 意義不明な異型扁平上皮細胞	ACS-US	軽度扁平上皮内病変疑い	II — III a	要精密検査: ①HPVによる判定が望ましい 陰性:1年後に細胞診 陽性:コルポスコピー、生検 ②HPV検査非施行 6ヵ月以内細胞診再検査
3) 高度扁平上皮内病変を除外できない 異型扁平上皮細胞	ASC-H	高度扁平上皮内病変疑い	<b>Ⅲ</b> a- <b>Ⅲ</b> b	
4) 軽度扁平上皮内病変		HPV感染 CIN1(軽度異形成)	<b>Ⅲ</b> a	<b>西埃安松木</b>
5) 高度扁平上皮内病変		CIN2(中等度異形成) CIN3(高度異形成/上皮内がん)	Ша Шb IV	要精密検査: コルポスコピー、生検
6) 扁平上皮がん	SCC	扁平上皮がん(IA期のがんを含む)	V	

【腺系】

7) 異型腺細胞	AGC	腺異型または腺がん疑い	Ш	要精密検査: コルポスコピー、生検、
8) 上皮内腺がん	AIS	上皮内腺がん	IV	頸管及び内膜細胞診又は組織診
9) 腺がん	Adenocarcinoma	腺がん	V	

【その他の悪性腫瘍】

10) その他の悪性腫瘍	other malig.	その他の悪性腫瘍	V	要精密検査:病変検索
--------------	--------------	----------	---	------------

## 子宮頸がん検診受診票

検診日	4	年 月	目 日	検体番号				
氏名				上 住所				
電話番号								
生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日生	( 歳	)
·	がん検診をう (1)受けた 場合、異常が a 異常あり	ことがあ あると言	る (	年前)	(2) 受けた b 異常な	こことがない	`	
2 月経 √ (1) 6	- (1) あ り	月	∄~	月 日)	(2) な l (閉経 b 不順			
	か月以内の不		<b>ш</b> .					
	(1) あり	ı			(2) なし			
(1) 0	り場合	ı. <i>L</i> .			1 NB A B	lest		
	a 閉経後出 c 不規則出				b 過多月	<del>性</del> な少量出血		
	e 褐色帯下				αh4.μλ	は少 里山皿		
4 妊娠								
- /	(1) 妊娠回	]数	回					
		生産	回					
		死産	回					
		流産	回(人	ľ 🗏	」、自然	回)		
5 出産								
	(1) 初産年	齡	(	歳)				
	(2) 現在	l <del></del> l <del></del>						
		妊娠	ケ月					
		産褥	ヶ月					
	(3) 最終出	授乳中	1	歳)				
6 ホルモ	ン剤の使用	1左十四		MX)				
0 1,177 2	(1) あ り	ı			(2)なし			
	(種)			)	(=) & 0			
	(期			, )				
7 子宮内	避妊具の使用	刊						
	(1) あ り				(2)なし			
	病気にかかっ		ぶありますか	1				
	- (1) あ り	1			(2)な し			
(1) 0	り場合							
	病名:	≠ <del>-   -   -   -   -   -   -   -   -   - </del>			1.	<i>t</i> <del>-:</del>	日頃に沙岸が	<del>-</del>
9 血縁の	<ul><li>a 現在治療</li><li>人にがんになる</li></ul>		がいせすか		b	年	月頃に治療終	1
」 川川酸(リノ	人にかんにん (1) いる		<i>、</i> ル•ヾ・よ タ ノ/•	•	(2)いない			
	(T) A. 2	,			(4) A .A A .			

## 子宮頸がん検診結果通知書

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(	注)〇印があなたの検診結果です。
1.	今回の子宮頸部擦過細胞診では異常は認められませんの 精密検査不要 … で、さらに詳しい検査を行う必要はありません。
	ただし、細胞診検査ですべての子宮頸がんを発見することはできません。今回の検査で異常がなくても、不正出血などの自覚症状があった場合は、すぐに直接医療機関(婦人科専門)にご相談ください。 また、症状がなくても2年に1度は必ず検診を受けましょう。
2.	要精密検査 ··· 今回の子宮頸部擦過細胞診の結果、さらに詳しい検査が必要です。できるだけ早く精密検査を医療機関(婦人科専門)で受けてください。 自覚症状がない子宮頸がんもありますので、自覚症状がなくても必ず精密検査を受けてください
	〈精密検査の際には以下のものを忘れずにご持参ください〉 <ul> <li>・子宮頸がん検診結果通知書(本状)</li> <li>・子宮頸がん検診精密検査依頼書及び結果報告書(同封)</li> <li>・健康保険証</li> </ul>
	年 月 日
	<u>検診機関名</u>
	担当医師

_	
<u> </u>	000000控
1 1	טעדו זו זו זו זו זו זו זו
	しんんんんんんパイ

年

月

日

## ●●市 子宮頸がん検診 精密検査依頼書 兼 結果報告書

医療機関長 様 御担当医 様

返送先	 先	
住所	₸	
TEL		

下記の方は●●市子宮頸がん検診の結果、要精密検査となりましたので、御高診の上、宜しく御指導をお願い申し上げます。

氏名·性別				(男	· 女)	生年月	日		年	月	 
個人識別情報	<住所·	自治体独自の	住民番号・受	診者番号・	医療機関:	コード等	、必要な項	「目の記」	ス欄として使用。	>	
検診日		年	月	日	標本状	態	□適正	Ē [	□不適正		
検診機関名					細胞診 (ベセスダシ		□NILN □HSII		□AGC	□ASC-H □AIS	□LSIL □SCC
							⊔Aden	io Ca.	$\square$ Other		

## 子宮頸がん精密検査結果報告書(貴院記入用)

- ※精密検査結果について御記入の上、御返送くださいますようお願いいたします。
- ※精密検査結果の市町村及び市町村から委託を受けた検診機関への提供は、個人情報保護法の例外事項として認められています(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省)において個人情報保護法第23条第1項第3号の第三者提供の例外とされています。)。
- ※御記入いただいた内容は、市町村が「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省)に計上し、国及び県の地域保健施策のための基礎資料となります。

A 7 0	1 コルポフコピー (	□実施しない ・ □実施した 年 月 日)
	p=====================================	実施しない · □実施した 年 月 日)
検査結果	結果 ベセスタ	
		$\square AGC$ $\square AIS$ $\square SCC$ $\square Adeno Ca.$ $\square Other$
実施した <b>全ての検査</b>	3. HPV検査 (□)	実施しない ・ □実施した 年 月 日)→結果(□陰性 □陽性)
<u>主 ての検査</u> に記入して	4. 組織検査 (□	実施しない ・ □実施した 年 月 日)
ください <sup>※ァ</sup>	5. その他 (□	実施しない ・ □実施した 年 月 日)
	検査法(	)結果(
		コルポ・組織診にて異常を認めないが精密検査として同時に実施した細胞診で異常が検出された者は以上の表面に対しています。
		検診の細胞診結果が ACS-US、精密検査として HPV 検査や細胞診のみ実施し、コルポ診未実施の者)
	i. 異常なし	□異常なし □ Hand And And And And And And And And And A
	ii . AIS,CIN,	□上皮内腺がん (AIS) □高度異形成,上皮内がん (CIN3)
	腺異形成	□中等度異形成(CIN2) □軽度異形成(CIN1) □腺異形成
	フ ウ 恋な . )	□微小浸潤扁平上皮がん(IA 期) □微小浸潤腺がん(IA 期)
	iii. 子宮頸がん	□扁平上皮がん (IB 期以上) □腺がん (IB 期以上) □ □
診断区分	: 一次从压坑	
	iv. 二次性腫瘍	□子宮頸部の二次性腫瘍 (原発臓器: )
	v. がんの疑い・未確定	□がんの疑いまたは未確定
	vi. その他	□上記以外の良性病変 <sup>※イ</sup> □上記以外の悪性腫瘍 <sup>※ゥ</sup> ( )
	- ,—	□その他
	<ul><li>※イ 子宮頸部の尖圭コンジロ</li><li>※ウ コルポ・組織診にて子宮</li></ul>	ーマなど 頸部には病変がない悪性腫瘍など(例:卵巣がん、子宮体部に限局する子宮体がん)
		検診) □定期的に経過観察(カ月後予定)
7040	□治療予定(□要手術	□その他:
その後の 処置	□治療済み(治療日	年 月 日)
处但	(治療名	) (診断名 )
	□他院に紹介(	年 月 日 医療機関名 )
精検に伴	□なし □あり(内	容 ) (予後 → 生存 ・ 死亡 )
う偶発症		, (1), 1
記載日	年 月 日	   医療機関名
		——————————————————————————————————————